【１】新型コロナウイルス感染症から区民生活を守るために

１．　「休業要請は補償とセットで」の声が全国で広がっている。国に対し、休

業要請にあたっては「休業補償」するよう要請すること。

２． 「麻布米軍ヘリ基地に来た米軍関係者の移動経路、行き先の報告につい

ては、「防衛省から連絡が入ることになっている」とのことだが、今までは

不十分ながら各基地が公表はしていたが、米国防省は３月３０日（現地時間）

に個別の事例を非公開と決めた以降は公表しなくなった。区民への情報提

供は、基地内で働く従業員、近隣住民、行く先々の住民の安全・安心に不可

欠な情報である。詳細な情報提供を重ねて要求すること。

３． 沖縄県の米軍基地での新型コロナウイルスの感染拡大が大問題になって

いる。 麻布米軍ヘリポート基地には、横田基地、横須賀基地、厚木基地から

米軍ヘリが飛来してる。この三基地でも コロナの感染者がでていると報道

されている。感染の実態、感染防止対策、麻布米軍ヘリポート基地への飛来

状況、到着後の移動手段、行動、行き先を明らかにさせること。

区民の安全・安心のため知り得た情報はホームページなどで開示するこ

と。（山王ホテル含む）

4． 自粛や休業要請による在宅ワークや学校休校で、手洗いや調理の回数が

　増え、生活用水の使用量が増えている。 商店・中小企業事業者も売り上げ

　が減り、苦しい状況に追い込まれている。全国では政令市の名古屋、大阪、

　堺の３市を含む114自治体が、水道料金の全額免除や基本料金の免除など

を実施している。区民や商店などの負担を軽減するため、東京都に水道料金

の免除を要請すること。

５． この間、頻繁に発生する地震や異常気象で大雨による災害に対応して、避

難所での感染防止対策を前もって準備しておく必要がある。３密を回避す

るために避難所を大幅に増やすこと。段ボールベッドやついたてを確

保しておくこと。保管場所は各学校、 区有施設で確保すること。

６． 野田市などは、児童扶養手当受給者、児童手当受給者に独自の上乗せ支

給の実施を決めた。港区でも実施すること。

７． 他区で実施している「（仮称）ひとり親世帯臨時給付金」の支給を検討する

こと。

８． 千代田区は、新型コロナウイルスの影響で落ち込んだ地域経済活性化策

として、区独自に、全区民を対象に一律１２万円を給付すると発表した。

品川区では、区民一人当たり３万円、中学生以下には２万円を上乗せする

ことが決まっている。区民からは、財政豊かな港区こそ実施すべきとの声が

寄せられている。 港区ならではの「特別給付金」を支給すること。

　　　９．　２０２０年４月２８日～２０２１年４月１日に生まれた子どもに、給付金を支

給すること。

10． コロナの影響で大幅な減収、各病院は危機的な状況である。第一義的に

　　は国の責任だが、港区として、医療機関へ支援金を支給すること。

11. 介護従事者（施設だけでなく訪問介護サービス事業者も含む）に対して、

「（仮称）新型コロナウイルス特別給付金」を支給すること。

12. 港区内の新型コロナウイルス感染症の拡大を押さえるためにPCR検

　　　査を拡充すること。

 ①　 感染震源地（エピセンター）を明確にし、その地域の住民や事業所の

　　在勤者の全体に対して、網羅的大規模なPCR検査を実施すること。

 ②　 感染状況の情報を住民に公表すること。

 ③　 医療機関、介護施設、福祉施設、保育園、幼稚園、学校などに勤務す

る職員等への定期的なPCR検査を実施すること。

④　　特別養護老人ホームなど入所施設に新規に入所する方へのPCR検

査を行うこと。

 ⑤ 検査によって明らかとなった陽性者を保護・治療する体制を緊急につ

くりあげること。

 ⑥ 以上を国、東京都に要請するとともに港区としても取り組むこと。

13. 区有施設（いきいきプラザなど）の使用は、定員の半分以下の人数での

使用をすすめている。利用者は、定員の多い部屋を借りることになり、高い

使用料を支払わざるを得ない。人数を半分に制限する以上、使用料軽減を

検討すること。

14． 保健所の体制を抜本的に強化すること。

15. 病院やホテルに入れずに自宅で療養している人に対して、買い物に出

たりして感染拡大をしないようにするため、食料品・飲み物などの支給を

行うこと。

16. 国は、新型コロナウイルス感染症拡大による減収対策として、 介護保険

のデイサービスやショートステイ事業者に、　介護報酬の上乗せを認める

｢特例措置｣を通知した。 そのとおり算定すると利用者に筋違いの負担

増が強いられることになる。 長野県飯田市では、利用者の負担増なく介

護事業者を支援するため、｢特別措置｣を算定しない事業者に、介護報酬

の上乗せ額に相当する補助金を支給することを決めた。

① 港区でも減収した介護事業者へ支援すること。

② ｢特別措置｣で介護費用を上乗せして支払った区民へ助成（返還）を行

うこと。

③ 国に特例措置の中止を申し入れること。

17. 介護事業所で感染者が発生した場合の対応について、情報提供のあり

方やどの範囲に情報提供を行うかなど、事業者任せにせず、区としてマニ

アルを作って行うこと。 休日や夜間の連絡体制を明確にすること。

18. 国民健康保険に加入している個人事業主やフリーランス等も全て傷病

手当の対象にすること。

19. 全国で休業する事業者や売上げ減の事業者に対する支援金・助成金を

支給する自治体が広がっている。港区も、区商連、産団連、観光協会、商工

会議所、理美容、クリーニ ング等々、関係団体の意見を聞き、支援金・助成

金の支給を検討すること。

20. 国の「家賃支援給付金」制度が始まったが、5月から12月の売り上げ

が1か月で前年同月比50％のマイナス、連続する3か月の合計で前年

同月比30％以上のマイナスが対象。一番大変だった1～4月が対象にな

らないなど基準に問題があるため、対象にならない方が多く出る。また、

港区が実施している「店舗等賃料減額助成金」の対象にならない方も多く

出る。いずれも対象にならない方々の支援を実施すべき。

21. 家賃を減額したオーナーへの助成でなく、直接テナントに家賃助成する

制度にすること。

22. 私立保育園では、自粛要請により登園する子どもが減ることによって、

延長保育料等の収入減が大きい。コロナに関わる減収分は区として補填

をすること。

23. 荒川区では、新型コロナウイルス感染症拡大防止を目的に、夏季におけ

る三つの密を避け、自宅で快適に過ごすための支援事業として、省エネ

型のエアコンの購入費用助成制度をはじめた （あら！快適ステイホー

ム・エアコン助成事業）。 「新しい日常」ということで、不要不急な外出を

控えることになり、自宅での生活を余儀なくされる。猛暑の中、エアコン

なしでは過ごせない。 省エネ型エアコンは、地球環境の負荷にも一定の

軽減が図られる。港区でも、荒川区を参考に、エアコン購入費用の助成を

行うこと。生活保護を受けている世帯でエアコンがない世帯については、

港区としての法外援護として設置をすること。

24. 学校の新型コロナ感染症対策として身体的距離の確保が求められる。

しかし、「４０人学級」では２メートルはおろか１メートル空けることも不可

能である。子どもや教職員の安心・安全のためにも、１学級少人数にする

よう国、都に申し入れること。港区として早急に実施すること。

25. 区立小学校・中学校は、7月1日以降通常のクラス、授業に戻ったため、

大変な密状態になっている。現場からは｢学校にはソーシャルディスタン

スはないのか｣と悲鳴が上がっている。 密の解消は待ったなしである。

学校と良く相談して、各学校毎に密を解消するための具体的な計画を立

てること。長期計画と短期的緊急対策とを同時並行で行うこと。

26. 一斉学校休校という今回の決定が、「子どもたちの健康・安全が第一」

　　　の対応だったのか、再検討すること。

27. 学校施設開放の受付、学童の交通誘導員、給食の請負業者等について、

臨時休業による影響の補償をすること。

28. 長期のステイホームの中で、目に見えないストレスが予想される。スク

ールカウンセラーを小・中学校に常駐し、いつでも相談できる体制をとる

こと。

29. 給食費等の納入金について、納入猶予、免除などを検討すること。

30. 登校時に検温（非接触型赤外線体温計）を必ず実施すること。手指の消

毒を徹底すること。

31. コロナウイルス感染症対策とはいえ、学校で一日中マスクをする児童・

生徒の熱中症リスクが高まる。換気のため窓を開けた教室は、エアコンを

つけても暑くなる。 文部科学省は、学校向けマニュアル（学校衛生環境マ

ニュアル）を改訂し、「暑さで息苦しいときなど、本人の判断でマスクを外

せるように」「熱中症リスクが高い場合、距離確保などが難しくても熱中

症対応を優先」など、柔軟な対応を教育委員会や学校に求めている。

コロナ対策と熱中症対策とを同時にやること自体大変なことだが、児

童、生徒の安全のため、文科省のマニュアルを学校に徹底し、必要な対策

を行うこと。

３2． 区有施設（学校を含む）の入り口に、サーモグラフィーを設置すること。

【２】区民のための区政運営をすすめるために

１．業務に精通し、区民の立場に寄りそった職員の相談業務となるよう、職員研修で徹底すること。

２．区民のプライバシー保護、サービス低下をさせないために、区の仕事の民間丸投げをやめること。

①　指定管理者に委託している施設については直営に戻すこと。

②　新たな指定管理は行わないこと。

③　指定管理者が、法令遵守と区との協定どおりに業務しているか、悉皆調査をすること。

④　非常勤職員の抜本的な待遇改善を行うこと。常用化している非常勤雇用や派遣労働者をやめ、正規職員を採用すること。

３．総合支所制度について

①　窓ロ業務は、区民要望に迅速に対応できるよう、経験豊富な職員を配置するとともに、業務量に見合う職員数とすること。

②　建築問題や環境問題など専門的・集中的に対応が必要な問題は支援部で扱うこと。

③　電話交換業務は、港区コールセンターへの委託をやめ、区職員がおこなうこと(午後５時以降も)。

４．常勤監査委員制を採用すること。また、多様化する事務・事業に対応できるよう、事務局体制を強化すること。

５．庁舎、宿舎跡地など国有地、都営住宅跡地などの都有地などについては、区民要望に基づいて迅速に取得すること。当面、麻布警察署跡地、芝消防署跡地を借りるか、取得すること。

６．ちぃばすの改善について

①　田町ルートをみなとパーク芝浦まで延伸(周回)すること。

②　白金、白金台、三田５丁目地域に路線を新設すること。

③　バス停にベンチ、屋根が設置可能な場所については、年次計画をたてて設置をすすめること。

④　ちぃばす利用者の願いである運行間隔を１５分にすること。

⑤　区施設を利用する人が閉館時間まで使っても「ちぃばす」が利用できるよう終バス時間を延長すること。

⑥　要介護者をコミュニティバスの乗車運賃助成の対象とすること。

⑦　区内観光名所をめぐるルートと水辺や各放送局をめぐるルートを、２０２１年度中に実施ができるよう、観光協会など関係者との協議を急ぐこと。

　 ７．東京都に対して、青山北町アパート（北３団地）跡地の開発計画をやめ、防災公園など区民のための活用を要請すること。

【３】区内各地の巨大開発を抜本的に見直し、大企業の利益優先、住民追い出しをやめ、住民が安心して住み続けられるまちづくりを

１．港区上空を低空で飛行する、新飛行ルートの中止を国に求めること。

２．住民不在の環状４号線計画は白紙撤回すること。

３．神宮外苑の景観・環境・緑と周辺環境と都民の貴重なスポーツ施設を

を守るため、東京都と事業者に対し「神宮外苑地区市街地再開発事業」計画の撤回を求めること。

４．これ以上の住民追い出し、環境破壊を許さないため、国家戦略特区、アジアヘッドクォーター特区、特定都市再生緊急整備地域などをやめるよう、国・都に求めること。

５．巨大ビル建設推進を改め、区民要望の強い絶対高さ制限を全地域に導入すること。

６．森ビルなど大企業主導の住民追い出しになる市街地再開発事業を見直すとともに、補助金支出を止めること。

７．新型コロナウイルス感染症の世界的な蔓延の中、世界から企業と人を招き入れるやり方は破綻することは目に見えている。住民を巻き込む再開発優先のあり方を見直すこと。

８．市街地再開発事業の検証については、従来から住んでいた人がどうなったのか、組合に参加した住民はどうなったのか等を含めたものとすること。

９．「まちづくり条例」を「住み続けられるまちづくり」となるよう改定し、これまでの巨大ビル建設推進策を改めること。

**10**．「紛争予防条例」を条例の趣旨に沿ったものとなるよう、事業主を強力に指導すること。

**11**．都市計画法第１６条１項で公聴会の開催を例示している。住民の意見を反映させるための措置としているのだから公聴会を必ず開催すること。

**12**．建築計画の説明会の案内と一緒に説明会資料(図面等)を配布すること。

**13**．「紛争予防条例」に基づく説明会報告書は、事業者にとって都合よくまとめられていることが見受けられるので、住民の確認なしには受け取らないこと。

**14**．住宅地では、土曜日に解体工事や建設工事を行わないよう事業者を指導すること。

**15**．土地活用について

学校跡地や伊豆健康学園などの区有地を安易に処分することなく、低所得者でも住める公的住宅建設、福祉・教育等用地として活用すること。

**16**．港区環境影響調査制度について

①　開発区域毎のアセスではなく、実態が正確に反映される綜合アセスメント制度に改めること。

②　事後の環境影響調査の住民説明会を行うこと。

**17**．歴史的景観と文化財を守ること。

【４】地球環境を守るために

　 １．地球規模の気候変動は非常事態である。港区として「気候非常事態宣言」を行ない区民に発信すること。

２．ＩＰＣＣ報告書に指摘されているように、地球の気温上昇を産業革命前と比べ２度未満に抑えるよう、区としてもあらゆる努力を払うこと。

３．産業界は日本の二酸化炭素総排出量の８割を占めており、国に対して経済界との公的協定の締結を行うよう求めること。

４．ゴミを減量するため、製造者責任を求めると共に、「まぜればゴミ、分ければ資源」の立場に立ち、一層の分別の種類を増やすこと。

５．プラスチック製品からの脱却を、国とメーカーに働きかけること。

６．港区は事業系ゴミが８割を占めており、減量のための啓発活動、減量システムづくりの支援を強めること。

【５】高齢者の暮らし・福祉を守るために

１．医療、介護など社会保障の改悪を行わないよう国に要求すること。

２．後期高齢者医療制度の廃止を国に強く要求すること。

３．後期高齢者医療制度の保険料は、国民健康保険制度と同様に世帯単位にするよう国に要求すること。

４．７０歳以上の医療費を無料にするよう国に要求すること。実現するまでは、区独自で７０歳以上の高齢者の医療費を無料にすること。

５．７０歳から７４歳の医療費の窓口２割負担をもとに戻すよう国に要求すること。

６．国民健康保険料、介護保険料を引き下げること。

７．多子世帯の国保料(均等割)を減免すること。当面、港区独自で第２子以降を無料にすること。

８．特別養護老人ホーム等介護施設にかかわる経費は、介護保険料の算定基礎から除外するよう国に要求すること。

９．介護給付費への国庫負担を、現在の１/４から１/２に引き上げるよう国に要求すること。実現するまでの措置として、国の負担割合を２５%とし、調整交付金の５%は別枠とするよう国に要求すること。

**10**．国が改善するまで、不足している調整交付金には一般財源を投入し、１号被保険者の介護保険料の軽減を図ること。

**11**．介護保険料は世帯単位ではなく、被保険者の収入とすること。実現するまで国に要求すること。

**12**．介護保険料の所得区分を更に細分化すること。

**13**．希望するサービスが受けられるよう、現計画をさらに補強されるまでし、特別養護老人ホーム、ケアハウス、老人保健施設、高齢者グループホーム、小規模多機能型施設など高齢者施設の整備計画を作ること。

**14**．訪問介護での生活援助の時間短縮の撤回を国に要求すること。

**15**．国が改善するまで、区が生活援助の時間短縮分を補助すること。

**16**．要支援１、２の人達の介護保険制度サービスを従前に戻すよう、国に要求すること。

**17**．要介護１、２訪問介護(生活援助)と通所介護の「保険外し」を行わないよう国に要求すること。

**18**．福祉用具の貸与の全額負担導入に反対すること。

**19**．特別養護老人ホームの新規入所対象者を、原則要介護３以上に限定しているのは法律に反するので、希望者が入所できるよう改正を国に要求すること。

**20**．港区の実態に合わせ、高齢者のグループホームやグループリビングなどの家賃助成を行い、負担軽減を図ること。

**21**．家族介護者への休息や休養のための支援策を検討すること。

【６】誰もが安心して生活できるための生活福祉施策の充実を

１．生活に困ったとき、誰もが憲法２５条にもとづく権利として生活保護の申請ができるように対応すること。

２．困難なケースを抱えた相談者が増えている。ケースワーカーを増員して一人一人の相談者・被保護者の立場に立って対応すること。

３．生活保護基準の削減をやめ、冬季加算を含めもとに戻すよう国に要求すること。

４．老齢加算の復活を国に要求すること。

５．母子加算の削減を行わないよう国に要求すること。

６．２０１８年４月以降に生活保護の利用を始めた世帯へのエアコン設置が認められました。従前からの利用者でエアコンを設置する人や交換する利用者も対象にするよう国に要求すること。

当面、区の特別対策(法外援助)を行うこと。

７．熱中症対策にエアコンの使用は不可欠です。エアコン利用の電気代に活用するため、夏季加算を国に要求すること。実現するまでの間、港区として実施すること。

８．都心での熱中症対策として、荒川区で実施している高齢者世帯、障害者世帯、要介護４以上の家族がいる世帯、子育て世帯等へのエアコン設置費用助成を行うこと。

【７】すべての子どもたちが健やかに育つための施策の充実を

１．保育園の待機児童解消のため、区立認可保育園を基本とし増設すること。

２．指定管理や委託先の保育士等職員の労働条件は、区職員と同等の水準になるよう、区の責任で保障すること。

３．公立保育園に指定管理を導入しないこと。現在、指定管理中の保育園については区直営にすること。

４．条件の整った港区保育室を早急に認可保育園とすること。

５．認可・認証保育園、認可外保育園の保育料を、所得４００万円以下の世帯については無料にすること。所得１,０００万円以下の世帯の保育料を段階的に減額すること。

６．保育園・認可子ども園の給食費は無料にすること。

７．認可外保育施設指導監督基準を満たしていない施設について、早期に基準を満たすよう、区として支援をすること。

８．保育園、幼稚園、学校の校庭の天然芝生(ハイブリッド芝も含め)化を進めること。

９．医療的ケアの必要な子どもも一時保育等を利用できるよう体制を整えること。

**10**．小学生までの医療費無料化を国に要求すること。

**11**．港区として、高校生(１８歳)までの医療費を無料化すること。

**12**．子育て世代の家賃助成を行うこと。

【８】障害のある人が、身近な地域で働き生活できるよう、障害者福祉を充実させること

１．精神障害者のグループホームを早期に建設すること。

２．港区の実態に合わせ、グループホームの家賃助成を区として上乗せすること。また利用者負担分の家賃助成を引き上げること。

３．精神障害者にも心身障害者福祉手当を支給すること。

【９】安心して学べる学校・施設等の改善のために

１．どの子にもゆきとどいた教育を行うために

①　国と東京都に対して、少人数学級を実施するよう要求すること。

②　港区独自で「少人数学級」を計画的に実施すること。

③　小１プロブレムの教員配置は、小学３年生以降も加配を継続すること。

２．小学校の「学校選択希望制」については、防災対策の面からも、廃止を含めて検討すること。

３．保護者負担を少しでも軽減し、子育てを支援するために

①　すべての生徒に、修学旅行に対する補助を行うこと。

②　中学校の入学支度金を就学援助とは別に創設すること。

③　学校給食費を無料にするよう国に要求すること。実現するまでの間は区が責任をもつこと。

４．高校の授業料の無料化に所得制限を導入しないよう国に要求すること。

５．国・都に対して、給付型奨学金制度を拡大・充実するよう要求すること。

６．区立幼稚園での３歳児保育を充実すること。

①　実施園を拡大すること

②　学級数を増やすこと

③　１学級の定員を３０人以下にすること

７．小中一貫教育については、国の段階でも教育上の効果を示す科学的データは無い。適宜検証を行い、保護者や地域、教員の意見も踏まえて制度の見直しを図ること。

８．児童・生徒の増加に対応した学校施設の増設、新設を早急に行うこと。

９．医療的ケアが必要な子どもの幼稚園や学校への通園・通学について

①　親の付き添いなしでの通園・通学ができるよう支援体制を整えること。

②　必要に応じて、看護師の配置を行うこと。

【１０】区民の生命と健康を守るために

１．ＷＨＯの勧告に従って、任意予防接種も定期接種にするよう国に求めること。

２．基本健康診査の健診期間を延長すること。

３．健診の予約が取りやすくなるよう、医師会の協力を得て改善すること。

４．４０歳以上の希望者に、聴力検査を行うこと。

５．さんまる健診の対象者を２０才以上に拡大すること。

６．区民の健康を守るために、節目の年齢でＣＴやＭＲＩ、脳ドックの検査を受ける費用の助成を行うこと。

７．命と健康を守るためのアスベスト対策について

①　環境課の体制、環境指導・環境アセスメント担当を抜本的に強化すること。

②　石綿含有成形板５０㎡以上の建築物の解体については、大気中のアスベスト濃度の測定を義務づけること。

③　石綿含有成形板を使用している場合は、「手作業で取り外す、または十分な散水により粉塵が飛散しないように努める」と努力義務です。川崎市のように、きちんとした除去を義務づけること。

【１１】中小企業の営業とくらしを守るために

１．利子補給の拡充、返済期間の延長、返済猶予など、中小企業の融資制度の充実を図ること。

２．「緊急補償制度」で区の緊急支援融資を申請しても、信用保証協会や金融機関で融資が認められない場合、融資が実行できるよう区の相談体制を強化すること。

３．無担保・無保証人の「直貸し」融資制度を創設すること。

４．中小企業への貸し渋り、貸し剥がしをしないよう金融機関に要請すること。国に対し、金融機関への行政指導を強めるよう要請すること。

５．固定資産税の小規模非住宅用地の２割減免、小規模住宅用地の固定資産税・都市計画税の減免、固定資産税の負担水準６５%への軽減を来年度以降も継続するよう東京都へ申し入れること。

６．区内中小企業・商店の仕事確保対策を強めること。

①　分離・分割発注をさらに拡大、徹底すること。

②　本庁、総合支所にとどまらず、すべての区有施設に関する部署で、入札見積り合せなどにこだわらず、地元の業者からの購入をすすめること。メーカーの直接参入はしないこと。

③　「港区が発注する契約にかかる業務に従事する労働者等の労働環境確保の推進に関する要綱」を条例に格上げすること。

④　区が発注する工事契約について、下請労働者を低賃金で働かせることがないよう、「港区が発注する契約に係る業務に従事する労働者等の労働環境確保の推進に関する要綱」にそって、労働者の労働条件を確保するための監視システムをつくること。

⑤　「港区が発注する契約に係る業務に従事する労働者等の労働環境確保の推進に関する要綱」にそって作成した、労働者に周知するためのポスターは、現場に掲示するよう義務付けること。

【１２】安定した雇用の場を確保するために

１．保育、介護など区民サービスを改善・充実させるため、区自ら青年の雇用の場を創出すること。

２．雇用、就職などを総合的に推進する(仮称)「雇用対策検討会」を設置し、恒常的な事業とし、関係機関にもはたらきかけること。

３．就職面接会を今後も開催すること。区民に開催の周知を図るとともに、参加企業を増やすため、広く企業への要請・案内を行うこと。

４．若者を違法、無法な働かせ方で使い捨てる「ブラック企業」を無くすため、ブラック企業規制法、ブラックバイト規制法の制定を国に求めるとともに、関係機関の情報を収集し、悪質な事業者は区として公表し契約に参加させないこと。

５．「８時間労働制」を保障し、人間らしく生活できるために、「週１５時間、月４５時間、年３６０時間以内」とする厚生労働大臣告示を基本とした、残業時間の上限を規制する労働基準法改正を国に申し入れること。

６．働き方改革関連法での時間外労働の上限規制は、過労死ラインの時間外労働を合法化するものであり、廃止を国に申し入れること。

７．教員の「変形労働時間制」を導入しないこと。

８．区内企業において、労働法の徹底がされ、違法労働行為をなくしていくために、「サービス残業は違法」「あなたの職場に名ばかり管理職はいませんか?」などのポスター等を作成し啓発すること。

９．「ポケット労働法」を、引き続き成人式の案内に同封して郵送するとともに、区民の利用者が多い区施設やJR・地下鉄の駅にも置くこと。

また、１ヶ所の配布部数も増やすこと。雇う側にも労動者の最低の権利を守ってもらうため、「ポケット労働法」を経営者に配布すること。

【１３】平和な港区にするために

１．憲法９条改定に反対すること。

２．戦争と武力による威嚇、又は武力の行使を禁じている憲法９条に違反するとともに、港区平和都市宣言に逆行する「安全保障法制関連法」は廃止するよう国に要請すること。

３．憲法９９条で「…その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う。」とされていることから当然のことだが、港区長として、日本国憲法を遵守すること。とりわけ憲法第９条の改定に反対すること。

４．人類史上初めて核兵器を違法とする核兵器禁止条約が国連で採択されてから３年、署名国８２か国、批准国は４４か国に拡がっている。

唯一の戦争被爆国として、日本政府が核兵器禁止条約に署名・調印するよう要請すること。

５．核兵器禁止条約にすべての国を参加させる国際世論を高めるため、数億人規模のヒバクシャ国際署名がよびかけられている。「ヒバクシャ国際署名」に区長が率先して署名するとともに、区民に積極的にとりくむよう呼びかけること。

６．港区の平和展に「ヒバクシャ国際署名」を置くこと。

７．被爆者に残された時間はあまりありません。区内の被爆者団体と協力し、被爆体験をはじめとする戦争体験を次世代に語り継ぐ事業を拡充すること。そのため、教育現場での「被爆体験を聞くつどい」などをすすめること。

８．広島、長崎の平和式典に呼応して、原爆投下時間に防災無線等で区民等に黙祷をよびかけ、核廃絶を世論に訴えること。また、増上寺では８月６日の８時１５分に鐘を撞いているが、８月９日も含め、善光寺、長谷寺、泉岳寺など区内のお寺でも梵鐘を撞いてもらうよう要請すること。

９．麻布米軍ヘリポート基地の撤去について

①　区議会と行政だけでなく、幅広く住民や関係者にも参加してもらい、アメリカ大使館、防衛省、東京都に対し、基地撤去を要請すること。

②　米軍が約束を破り、不法占拠している青山公園の即時返還を要求すること。

③　毎月の飛行状況(出発地、機種、目的、着陸時間と滞在時間など)を報告させること。

④　港区の米軍基地（麻布ヘリ基地、ニュー山王ホテル、星条旗新聞）での、ＰＣＲ検査実施数と陽性者数を公表すること。

⑤　ヘリ航路下の学校などに騒音計を設置して、騒音調査を継続的に実　施すること。青山公園での振動、風害、排ガスの調査を行うこと。

**10**．非核平和都市を宣言し、非核宣言自治体協議会、平和市長会議にも参加した自治体として、非核平和自治体条例を制定すること。

**11**．戦争体験を語れる人が少なくなっている中で、体験の継承、若い世代に実感を伝えるため、平和資料館を建設すること。郷土歴史館に計画されている戦争に関する展示には、区民の所有している戦争体験資料の提供の呼びかけや、体験を語る企画など区民参画の視点で充実させること。

【１４】財源確保策について

１．都区間の財政調整については、東京都の理不尽な主張に屈することなく、基礎的自治体にふさわしい財源の確保を図ること。

２．財政調整における特別区側への配分５５．１％を大幅に引き上げるよう、２３区共同して都に強力に働きかけること。

３．財政調整における都心区需要の充実・拡大を図ること。

４．国庫支出金における超過負担を早急に改善するよう国に要求すること。

【１５】東日本大震災や全国各地の災害を教訓に、区民のいのちと財産を守るために

１．災害発生時に、すべての区民・滞在者(視聴覚障害者も含め)にもれなく情報が伝わるよう、あらゆる対策を実施すること。特に、防災行政無線の難聴地域の解消をすすめること。

２．全国の自治体と、災害時相互支援協定を結ぶこと。

３．災害時要援護者への支援対策を強化すること。

①　優先度の高い要援護者にもれがないよう、登録者名簿の精度向上および援護担当者の配置、資器材の配備、訓練など確実に機能する体制をつくること。

②　区内の建設関係者の協力を得て、家具転倒防止器具の取り付け支援の実施を始めたが、今まで設置したお宅のチェックをしてもらうこと。

③　設置支援については、全建総連東京都連港地区協議会及び東京土建一般労働組港支部の意見を聞き、仕事量に見合う費用に改善すること。

④　高齢者や障害者世帯を訪問し、室内に家具の転倒などの危険がないか、寝室は安全か等のチェックを行い、家具転倒防止器具の設置やガラス飛散防止フイルムを貼るなど、具体的な支援を行うこと。

⑤　防災グッズの支給を行うこと(ホイッスルや非常ベル、ソーラー懐中電灯など)。

４．津波から命を守るため、近くの避難場所として集合住宅や企業などに協力を要請し「津波避難ビル」の協定を結ぶこと。

５．２０１８年３月に東京都が発表した高潮による浸水被害への対策を行うこと。

６．ガケ、擁壁の耐震化助成制度を規模に見合う助成額に改善すること。

７．高層住宅の特性に応じた防災対策の充実のための支援を強めること。

新規マンションについては、事業者に設置させることは当然だが、既存マンションについては、要望に応じて次の支援を行うこと。

①　備蓄物資の充実については、置き場の確保も含めること。

②　すべてのマンションを対象に、エレベーター内閉じ込め対策防災キットの設置助成をすること。管理組合も対象にすること。

③　マンションの耐震化助成をさらに拡大すること。

８．防災対策への助成について

①　耐震診断・設計、耐震改修助成の対象・助成額の拡大を図ること。また、無利子融資を行うこと。

②　引続き、転倒防止器具の普及に努めること。普通世帯(２人世帯まで)についても、状況に応じて５０ポイントの拡大を図ること。

③　耐震シェルターの設置助成、一部屋の耐震改修助成を行うこと。

９．避難所について

①　避難所運営については、国際基準「スフィア基準」を参考ではなく、基本とした運営を行なうこと。

②　区民避難所(地域防災拠点)になる学校については、区民の生命を守ることを責務とする区として、機械警備頼みでなく、警備職員を配置すること。

③　備蓄物資の量と質の充実を図ること。

④　消費期限の近づいた備蓄物資を有効活用すること。

⑤　プライバシーの保護対策を充実・強化すること。

⑥　簡易ベッドの備蓄については、避難者人数に見合うよう拡充すること。

⑦　段ボールベットについては、必要数が確保できるよう、業界との協定締結を拡大すること。

⑧　マンホールトイレを増設すること。

⑨　介護の必要な人が安心できる施設を確保すること。

⑩　社会的弱者の人たちが安心して避難できるよう、ホテルとの協定をさらに拡大すること。

**10**．帰宅困難者対策について

①　帰宅困難者については、国、東京都、港区とで連携をとるようにすること。

②　区内大企業については、独自に宿泊施設や食料などの確保を要請すること。

③　緊急車両の通行を妨げないよう、道路の確保対策を東京都、２３区全体で確立すること。また、大震災発生時の通行のあり方について、住民、事業者に徹底すること。

**11**．危険な歩道橋を撤去するよう、関係機関に働きかけること。

**12**．福島第一原子力発電所の重大事故による放射能汚染から、子どもと国民の健康を守る対策について

①　放射能汚染については、引き続き学校、幼稚園、保育園、公園などできめ細かく系統的な放射線量の測定、汚染状況の調査を実施し、区民へ的確な情報を提供すること。

②　小・中学校、幼稚園、保育園、児童館などの校庭や園庭、学校菜園の土壌、砂場の砂、植え込みや芝生などの調査を実施し、結果を公表すること。その結果を踏まえて、必要であれば砂・土の入れ替えを行うこと。

③　実態に合わない土壌などの除染基準を引き下げること。また、区民の所有地についても、区民の健康を守るため区が除染を行うこと。

④　保育園や幼稚園、学校の水道水の調査を引き続き継続的に実施し、公表すること。

⑤　保育園でのミルクの調整、保育園や幼稚園での飲料水については、ミネラルウォーター(天然水)を使用すること。

⑥　学校や保育園の給食食材の安全確保に配慮すること。

⑦　牛乳については、メーカー毎に放射性物質の検査の実施と結果の公表を求めること。現行、放射性セシウム５０ベクレル検出限界値の大幅引き下げを要求すること。あわせて、測定結果の数値を公表すること。

⑧　子どもの体内被曝について、希望者には測定を行う体制を取るなど実態把握にさらに努めること。

【１６】東日本大震災をはじめとする被災地への支援対策について

１．今後も被災自治体からの要請をしっかりと受け止め、万全の支援を行うこと。

２．区内に避難されている住民への情報提供、相談は万全の体制で行うこと。

３．福島原発事故に伴う自主避難者への住宅支援を継続するよう、国、福島県に要請すること。港区独自に住宅支援を継続すること。港区の住宅に自主避難している世帯については、移転先が決まるまで強制的に転居させないこと。

４．被災地支援に参加する区民のためのボランティア保険の保険料負担を継続すること。

【１７】原発から撤退し、自然エネルギーへの転換をすすめるために

１．福島原発の事故は、原発と人間社会は共存できないことが明らかになった。すべての原発に反対し、「原発ゼロ」の決断をするよう国に申し入れること。

２．汚染水対策は東電まかせにせず、国の責任で対応するよう申し入れること。また、海への放出は絶対に行なわないよう要請すること。

３．すべての原発の再稼働、原発の輸出をやめるよう国に申し入れること。

４．福島原発事故の「収束宣言」を撤回するよう国に申し入れること。

５．エネルギー政策は国の責任として国任せにせず、港区として、「原発に依存しない社会をめざす」という「脱原発をめざす首長会議」に参加すること。

６．太陽光発電など再生可能エネルギーへの転換を国に求めること。

７．自然エネルギー(再生可能エネルギー)利用の拡大をはかるため、さらなる助成の拡大と啓発を強めること。

８．再生可能エネルギーの区有施設への設置を大幅に拡大すること。当面、避難所となる学校等に「防災対応型太陽光発電システム」の導入をすすめること。国に財政支援を求めること。

９．ＰＰＳ(特定規模電気事業者)導入を計画的に拡大すること。環境への配慮や経済性等を考慮した電力調達を拡大していくこと。

**10**．庄内町(山形県)や白河市(福島県)との再生可能エネルギーの活用協定をさらに他市町村に拡大すること。